

税務・人事労務ワンポイント(388)

## 暦年贈与の行方

税理士 嶋 賢治

のことで相続財産を減らせば、相続税の節税につながるほか子や孫などの家計を支援できます。

生前贈与の代表例が少しずつ財産を渡す「暦年贈与」です。

贈与税には財産をもらう人一人当たり年100万円まで税金がかからない基礎控除があります。仮に10年間贈与を続ければ、最大1000万円を相続財産から無税で減らすことができますが、そこには注意が必要です。

贈与は、贈与する側と受ける側の双方の合意で成立するので、贈与契約書を作るなどその証拠を残しましょう。

贈与契約書を作らなくても、口頭で意思確認の上、相手の通帳に振り込んでも構いません。注意すべきはその通帳を贈与者の手元に置いておくことで、たとえ贈与契約書を作っても、贈与が成立しない恐れがあります。一番いいのは、日ごろ使

用している口座に振り込み、受贈者はそれを生活費の一部として使うことです。

贈与の証拠を残すために、110万円の限度額をわずかにオーバーさせて、贈与税の申告を繰り返す人もいます。

このように贈与税の非課税限度額を使って

の相続対策は、子供や孫の住宅購入や教育、結婚・子育ての資金を援助する場合の一定額までの非課税制度と

違って、いつからでも取り掛かれる利点があります。しかも長期にわたって計画的に活用

できる利点もあります。暦年贈与は早めに着手が肝心です。贈与した人が亡くなると、過去3年間の贈与分は相続財産と見なされ相続税の対象に取り込まれ

るからです。ここで気になるのは、与党の21年度「税制改正大綱」における贈与税の「暦年課税制度のあり方を見直す」こと

などについて「本格的な検討を進める」との記述です。

22年度「税制改正大綱」は、さらに強烈的な「暦年課税廃止論も飛び出すのでは」とわささ

### 人事労務管理 何でも相談

本紙同封の質問用紙をご利用ください。  
FAX:095-825-3893

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)